

浦賀地域の地域資源を活用した商店街事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 浦賀地域の特性を活用し、にぎわいを創出するため、商店街団体が行う地域資源を活用した事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浦賀地域 浦賀駅周辺の地域をいう。

(2) 商店街団体 商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他法人の商店街団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(3) 地域資源を活用した事業 浦賀地域の浦賀レンガドックや浦賀奉行所跡等の観光の拠点となる地域資源を活用して行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、浦賀地域の商店街団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、地域資源を活用した事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる販売促進につながる事業

ア まつり等の催物

イ 各種教室及び講習会

ウ 各種コンクール及び展示会

エ 期間を限定した大売出し

オ セミナー等の勉強会

カ 商店街独自の商品の開発

キ その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金等の交付決定を受けている事業は補助の対象としない。

(補助の要件)

第5条 補助の対象となる事業は、原則として補助金の交付申請を行った年度内に完了するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 第4条第1項第1号に規定する事業において補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設及び設備の借上料
- (2) 施設及び設備の購入費
- (3) 装飾費
- (4) 印刷費 (開催案内、宣伝ポスター等)
- (5) 教材費 (テキスト等事業の実施に直接必要なもの)
- (6) 報償費 (講師謝金、商店街モニター謝金等)
- (7) 委託費
- (8) 原材料費
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) に3分の2を乗じて得た額と、次の表に定める事業の区分に応じた補助限度額とのいずれか少ない額とする。

補助対象事業	補助限度額
第4条第1項第1号の事業	200万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、補助の対象となる事業の実施に伴う事業収入の額及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の国、県その他団体からの補助金等の交付を受けている場合における当該補助金の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

(申請書の添付書類)

第8条 第4条第1項第1号の事業に係る申請において、規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類に代えて事業計画書（第1号様式）及び予算書（第2号様式）を提出するものとし、規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 商店街団体会則
- (2) 商店街団体会員名簿
- (3) 当該事業の実施について議決した総会等の議事録の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第9条 第4条第1項第1号の事業に係る実績報告において、規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容が確認できる書類
- (2) 実績明細書（第3号様式）
- (3) 収支明細書（第4号様式）
- (4) 補助対象経費に係る支払領収書の写し
- (5) 科目別内訳表（第5号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類
(書類等の保管)

第10条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。